**令和４年度大阪府立母子・父子福祉センター指定管理者管理運営業務評価票（案）**

資料１

※評価は、S～Cの４段階とし、Aを標準とする。

|  | 評価基準（内容） | 指定管理者の自己評価（参考：事業計画等への反映内容） |  | 施設所管課の評価 |  | 評価委員会の指摘・提言 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価S～C | 評価S～C |
| **Ⅰ****提****案****の履行状況に関する項目****Ⅰ****提****案****の履行状況に関する項目** | １．施設の設置目的及び管理運営方針 | （１）施設の設置目的及び管理運営方針に沿った運営　①～③について、事業計画に基づき運営されているか1. 大阪府母子家庭等就業・自立支援センター事業

の運営実施状況　　・就業支援事業--------------------------------------------　・就業支援講習会事業--------------------------------------------・就業情報提供事業--------------------------------------------　・面会交流・養育費支援事業--------------------------------------------　・相談関係職員研修支援事業（年５回）--------------------------------------------1. 大阪府ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施状況

・家庭生活支援員(ヘルパー)派遣--------------------------------------------・家庭支援員研修（年1回程度）--------------------------------------------1. 大阪府ひとり親家庭等生活向上事業の実施状

　況　　・ひとり親家庭等生活相談支援事業--------------------------------------------　　・家計管理・生活支援講習会事業（年３回開催）　　--------------------------------------------（２）社会貢献活動、環境活動、法令順守の取組　　　　　み1. 社会貢献活動

--------------------------------------------　②環境活動--------------------------------------------③法令順守　　諸法令、条例、規則等を順守し、社会規範に沿った管理運営 | （１）施設の設置目的及び管理運営方針に沿った運営について1. 大阪府母子家庭等就業・自立支援センター事業の運営実施状況

・就業支援事業毎週月～土曜日10:00～16:00に、専門相談員による就業相談や就職情報の提供を実施した。面談相談時には託児サービスを提供するとともに、電話や電子メール等による相談も行い、Zoomでの相談も容易にできるよう、今年度より、ホームページへZoom利用マニュアルを掲載するほか、電話相談者に対しても、Zoomでの相談が可能であることを伝えるなど、様々な相談体制を整えた。しかし、電話での相談の方が容易であることや、顔が見えない方が自分の思いを話しやすいという意見もあり、利用には至っていない。また、ひとり親の雇用（キャリアやスキルの不足、子育てとの両立等）について理解を得るため、訪問や電話及び文書による求人企業の開拓や、新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークが進むなど就業状況の変化に対応するため、在宅ワークに関する情報収集も行っている。また、就業支援講習会を受講し取得した資格を活かして就業できるよう企業開拓にも力を注いだ。そのほか、就職活動時のスーツ等の貸し出し、履歴書や職務経歴書の書き方指導、希望者には模擬面接などを実施している。加えて、府からの補助金を受けて実施している「ひとり親家庭住宅支援資金貸付」については、就労等の条件を満たす場合に返還免除になるため、貸付申請の面接の際、当センターの就業支援事業を案内し、希望者に対して就業支援相談等を実施し、職業紹介を行っている。相談者に対し積極的にその後の状況を把握するため、電話や求人情報を送付する等アフターフォローを行っている。（実績：令和5年1月末時点）就業相談者数(実人数) 237名就業相談件数 587件職業紹介件数 15件求人企業開拓（文書含む）件数 123件（参考：令和4年1月末時点）就業相談者数(実人数) 253名就業相談件数 563件職業紹介件数 13件求人企業開拓（文書含む）件数 191件ホームページや広報誌、LINE、各市町村窓口等を通じて周知を図った。さらに、年5回開催している相談関係職員研修において、各市町村の母子・父子自立支援員に対し、相談者へのセンター利用案内を依頼した。また、昨年度に、各市町村の担当課及び母子・父子自立支援員、子ども家庭センターとの連携強化のため、市町村担当課38カ所を訪問し、当センターの事業周知を行ったことにより、今年度は市町村担当課等との連携がスムーズになった。今後も、必要に応じて実施していく。--------------------------------------------・就業支援講習会事業就職や転職のための資格取得、また職場におけるスキルアップを目的とした就業支援講習会を実施。受講時には、講習会場における託児サービスを実施し、ひとり親の受講環境に配慮した。また、各講習会第１回カリキュラム実施前には講習受講終了後の求職活動が円滑に行われることを目的とした就職セミナーを実施し、講習科目における労働市場の説明や具体的な求人情報、効率的な就職活動の方法等について説明した。また、開校式において、医師事務作業補助者は自宅での試験、パソコン検定は講習会最終日に講習会場での試験、簿記３級は会場試験とネット試験の選択肢があるなど、受験方法等の情報提供を行った。なお、よりよい講習会プログラム策定に向け、講習会終了後に受講者に講習内容やニーズ調査を行っている。これまで、講習会受講２～３カ月後アンケートの回収率が悪かったため、今年度は講習会最終日にアンケート協力同意書を取り、アンケート送付時に同意書も同封したところ、回収率は1.41倍上がった。また、講習会の実施にあたっては、前年度のアンケートの集計結果を当年度の講習会講師と共有し、より良い講座になるよう努めた。（実績：令和4年度講習会実績）・正看・准看護師養成校受験対策講座正看4名、准看11名・パソコン初級（ワードの基礎とエクセル３級）試験対策講座　　　　全8回×3クール　計46名・介護福祉士実務者研修全7回12名×2クール　計24名・登録販売者試験対策講座　　　　 全7回　20名・介護職員初任者研修　　　　　　全17回　19名・医師事務作業補助者試験対策講座 全8回　12名・介護福祉士試験対策講座　　　　 全6回　16名・日商簿記3級試験対策講座　　　全11回　19名（参考：令和3年度講習会実績）・正看・准看護師養成校受験対策講座正看10名、准看12名・パソコン初級（ワードの基礎とエクセル３級）試験対策講座　　　全8回×3クール　計54名・介護福祉士実務者研修全7回12名×2クール　計24名・登録販売者試験対策講座　　　　 全7回　20名・介護職員初任者研修　　　　　　全17回　20名・医師事務作業補助者試験対策講座 全8回　16名・介護福祉士試験対策講座　　　　 全6回　22名・日商簿記3級試験対策講座　　　全11回　15名受講者数は全講習会合計171名。うち132名が20～40代のひとり親であり、就職や転職、スキルアップを目指すひとり親のニーズに沿った講習会を実施した。また、受講者の約84％は就業中のため、多くの講習会を土曜日に実施するなど配慮した。なお、正看・准看護師養成試験対策講座については、看護学校への面接試験対策として模擬面接も行う等の受講者の受験のサポートを行っているが、申込者の生活状況や経済状況を鑑みて、受講コースを選択していくため、年度によって受講者数にばらつきがある。当センターでのひとり親の求職者の９割が事務職を希望しており、事務職の求人においては、パソコンのスキルが必須であるため、受講希望者も多いパソコン講座については、今後も継続していく。また、介護職のスキルアップを希望する方も多いことから、来年度の就業支援講習会では、受講希望者が少なかった講座を廃止し、新たに介護部門のステップアップを目指すためのケアマネジャー受験対策講座の開講を検討している。--------------------------------------------・就業情報提供事業就業相談で把握した求職者のスキルやキャリア及び希望条件等をもとに、当センターで受理した求人だけでなく、ハローワークインターネットサービスで得られた求人情報、大阪府福祉人材支援センターから送付された求人情報、ＷＥＢ求人検索サイトから求人情報を収集している。その情報を一人ひとりの希望条件とマッチングさせ情報提供した。また、希望する職種や業界についての理解を深めるため必要な資格や職種解説等の資料提供を行った。(実績：令和5年1月末時点)情報提供数　延べ225名に対し1,035件(参考：令和4年1月末時点)情報提供数　延べ195名に対し756件--------------------------------------------・面会交流・養育費支援事業専門相談員を配置し、ひとり親や離婚前後の方等を対象に毎週月～土曜日10:00～15:00に面会交流及び養育費の確保等の悩みについて電話や面接、メール等による相談を行なった。必要に応じてより専門的な相談に対応するため、法律相談へのつなぎや、専門機関との連携などにより支援を行っている。また、Zoomでの相談も容易にできるよう、今年度より、ホームページへZoom利用マニュアルを掲載するほか、電話相談者に対しても、Zoomでの相談が可能であることを伝えるなど、様々な相談体制を整えた。しかし、電話での相談の方が容易であることや、顔が見えない方が自分の思いを話しやすいという意見もあり、利用には至っていない。　匿名での相談が多いため、なかなか相談者へのアフターフォロ―にまで結びつけることが難しいが、複数回相談のある方やメールでの相談の方に対しては、その後の状況把握を実施するよう努めている。（令和3年3月22日よりLINEによる相談を停止し、情報提供のみ行っている。）(実績：令和5年1月末時点)専門相談員による相談　計78件・面会交流　39件・養育費　　39件　(計78件のうち、31件は法テラスや市町の法律相談、6件は本センターの弁護士相談へ繋いだ。)　法律相談（本センターの弁護士による相談）計 14件・面会交流　 4件・養育費　 10件(参考：令和4年1月末時点)専門相談員による相談　計83件・面会交流　51件・養育費　　32件　(うち、2件は法テラスや市町の法律相談、8件はセンターの弁護士相談へ繋いだ。)　法律相談（センターの弁護士による相談）計 14件・面会交流　 3件　・養育費　　11件--------------------------------------------・相談関係職員研修支援事業（年5回）各福祉事務所に配置された母子・父子自立支援員の資質の向上及び相談技術のスキルアップを目的として開催した。日々の業務を行うにあたり必要となる各種制度についての知識を深めるとともに、事例検討やグループ討議などにより支援員間の情報交換の場として相互の連携・交流を深めた。研修内容については、受講後のアンケートをもとに、受講者がタイムリーに学びたい研修内容を取り入れるなど工夫した。また、当センターでの事業内容の周知も行い、母子・父子自立支援員との連携強化を図った。・第1回（5月25日 参加者52名）研修テーマ:大阪府のひとり親家庭等の福祉施策、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度について・第２回（6月24日 参加者39名)研修テーマ:対人援助のための相談面接技術、人権について・第３回（9月16日 参加者46名）研修テーマ:離婚前後に伴う公証人役場の利用方法等、虐待に至る親への支援について・第４回（10月19日 参加者34名）研修テーマ:発達障害の基本的理解と事例検討について・第５回（11月18日 参加者44名）研修テーマ:知っておきたい年金制度、弁護士による離婚前後の法律、ヤングケアラーの理解、ひとり親住宅支援資金貸付制度、グループ討議--------------------------------------------②大阪府ひとり親家庭等日常生活支援事業ひとり親家庭等を対象に、技能習得のための通学や就職活動及び疾病等で、一時的に生活援助や保育サービスが必要となった場合に、一定の研修を修了した者や保育士・看護師などの資格を有する者を家庭生活支援員として派遣している。現在、家庭生活支援員の高齢化と人員不足の問題を抱えているため、広報誌やホームページで新規登録支援員向けの研修の周知を行うとともに、同研修を実施することで、支援員の確保と資質向上に努めていている。・家庭生活支援員(ヘルパー)派遣センターだよりやホームページにて事業周知を行っているが、利用依頼が少ない状況である。また、派遣依頼があっても、地域に支援員がいない場合や、派遣事由と一致しないことからお断りする場合もあった。活動する支援員には、支援時を含め日ごろからの感染予防徹底を働きかけるとともに、利用者へは広報誌やホームページを通じて感染予防を徹底したうえで支援を行っていることを周知した。（実績：令和5年1月末時点）利用世帯：4世帯、 派遣回数: 14回家庭生活支援員登録者数　51名（参考：令和4年1月末時点）利用世帯：4世帯、 派遣回数:16回家庭生活支援員登録者数　50名--------------------------------------------・家庭支援員研修１月～3月にかけて、新規支援員登録者等を対象とした研修会を実施する予定。「児童の発達と遊び」や「健康管理と緊急対応」等、家庭生活支援員として必要な最新の知識の習得を図る。受講人数　 12名--------------------------------------------③大阪府ひとり親家庭等生活向上事業の実施状況ひとり親家庭等からの育児や家事、健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言や各種支援策の情報提供等を行った。また、子どものしつけ・食育による健康管理・家計管理等に関する講習会を開催し、ひとり親家庭や寡婦の生活向上を図った。・ひとり親家庭等生活相談支援事業毎週月～土曜日10:00～16:00に、ひとり親家庭等が抱える生活や子育て等、様々な悩みに対応するため、面接相談や電話・電子メールによる相談を実施。また、Zoomでの相談も容易にできるよう、今年度より、ホームページへZoom利用マニュアルを掲載するほか、電話相談者に対しても、Zoomでの相談が可能であることを伝えるなど、様々な相談体制を整えた。しかし、電話での相談の方が容易であることや、顔が見えない方が自分の思いを話しやすいという意見もあり、利用には至っていない。　匿名での相談が多いため、なかなか相談者へのアフターフォロ―にまで結びつけることが難しいが、複数回相談のある方やメールでの相談の方に対しては、その後の状況把握を実施するよう努めている。　また、時間外の夜間相談等については、土日夜間電話相談窓口の連絡先を留守電メッセージや広報誌、ホームページにて周知している。（令和3年3月22日よりLINEによる相談を停止し、情報提供のみ行っている。）（実績：令和5年1月末時点）生活全般　　　　　　　　　　　　　153件支援制度　　　　　　　　　　　　　868件就労　　　　　　　　　　　　　　　469件子育て　　　　　　　　　　　　　　 99件離婚前後(養育費・面会交流除く)　　110件その他(講習会に関することなど)　　389件　※メールによる相談 　　　222件（参考：令和4年1月末時点）生活全般　 145件支援制度 　988件就労 　356件子育て 　 36件離婚前後(養育費・面会交流除く) 109件その他(講習会に関することなど)　419件　※メールによる相談 117件--------------------------------------------・家計管理・生活支援講習会事業・第1回（7月23日（土）参加234名）テーマ:「子どもの心に安心感を」コロナの影響により様々な環境変化を経験した子どもたちの心の病に気づくために、親が小さなSOSを見逃さない方法等について、臨床心理士による講演を実施。・第２回（12月３日（土）参加60名）テーマ：「親と子どもの健康管理」　家庭環境にかかわらず食生活からくる子どもの健康な成長を妨げることがないように、栄養バランスや孤食の改善方法等について、管理栄養士の資格を持つ大学准教授による講演を実施。・第３回（3月11日（土）予定　定員20名）テーマ：「ひとり親家庭のためのマネー講座」　非正規雇用で生計を賄っている多くのひとり親家庭にとって、子どもの教育資金の確保や生活設計、またひとり親に対する公的援助が無くなった後の家計の危機を乗り越えるための方法について、ファイナンシャルプランナーによる講演を実施予定。--------------------------------------------(２) 社会貢献活動、環境活動、法令順守の取組み1. 社会貢献活動

センター所在地の自治会活動等について地元自治体関係者との会議出席要請があれば参加する体制を整えた。（今年度は、地元行事がコロナで中止となったことにより、協力要請は無かった。)--------------------------------------------②環境活動についてセンター利用者にゴミの分別を積極的に呼びかけ、資源ごみの再資源化に協力した。また、節電に努めるとともに、積極的に環境への負荷の少ない商品（グリーン購入、エコマーク、省エネラベル）の導入や再生紙の使用、研修会資料の両面コピー等環境に配慮した取組みを行った。--------------------------------------------③法令遵守関係法令・条例等を遵守するとともに、個人情報の適切な管理に努めた。 | Ａ | 　事業についてLINEでの発信を含め広く周知を行うとともに、相談者の置かれている状況や就職の希望条件について詳細なヒアリングを行い、積極的にアフターフォローを行うことでひとり親の経済的な自立に向けた支援を実施している。　また、在宅ワークに関する情報収集や、就業講習会で取得した資格を活かした企業開拓等の就業支援を実施している。　新型コロナウイルス感染症の拡大により、センターに来られない方についても、Zoomでの相談受付を可能とし、ホームページに利用マニュアルを掲載する等、オンライン相談も利用しやすい環境を整えた。-------------------新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、講習会を実施した。昨年度の受講者へのニーズ調査等を踏まえ、よりよいプログラムになるよう企画・運営した。また、講習会受講２～３か月後アンケートの回収に工夫を凝らし、回収率を上げた。　また、資格試験についての情報収集を行い、受講者に受験方法等の情報提供を行った。-------------------単に収集した求人情報を提供するのではなく、相談者の状況をヒアリングし、各相談者の特性に応じた求人情報を選定のうえ情報提供を行っている。また、求人情報に合わせて、業界の周辺情報などを提供し、必要な就職準備やスキル獲得のための解説を行うなど、ひとり親に寄り添った就業支援を実施している。-------------------相談を実施するにあたって専門相談員を配置し、必要に応じて専門機関と連携しながら相談にあたるなど、相談者の状況に応じた対応を行っている。また、Zoom利用マニュアルのホームページへの掲載や、相談者へのアフターフォロー等、ひとり親がより相談しやすい環境づくりを行った。-------------------単なる講義形式の研修だけではなく、参加者が発表した事例についてのグループ討議を行うなどした。また、参加者アンケートを活用してニーズに合った研修内容とするなど相談関係職員の資質向上に努めた。-------------------事業ＰＲに務めているものの、昨年度より派遣回数はやや減少しており、より多くの方に利用いただくため、支援員登録者数の増加及び、事業の利用者への周知等の利用世帯や派遣回数の増加に向けた取り組みが必要である。-------------------既登録者及び新規登録予定者を対象に家庭支援員(子育て支援)に必要となる知識の習得を図るため、1～3月にかけて研修を実施。支援員の確保のためには、継続した取組が必要である。-------------------相談支援事業については、面接相談や電話、電子メールによる相談に加えZoomによる相談も可能とし、Zoomの利用マニュアルをホームページに掲載するなど相談者の利便性の向上に努めている。相談の内容によって、必要としている支援の窓口や専門機関へつなぐなど、他機関とも連携して対応している。-------------------ひとり親家庭の生活向上を目的とした講習会テーマとなっている。また、新型コロナウイルス感染症感染予防対策を徹底したうえで実施した。-------------------府立施設指定管理者として、地域社会への貢献活動を行っている。-------------------ゴミの分別や光熱水費の削減、裏紙利用など日々の業務にあたり環境へ配慮を積極的に行っている。-------------------府立施設の指定管理者として関係法令・条例等を遵守した運営を行っている。 | Ａ |  |
| ２．平等な利用を図るための具体的手法・効果 | （１）公平なサービス提供、対応　　具体例1. 施設ホームページのユニバーサル対応等

--------------------------------------------（２）障がい者・高齢者等への配慮　　具体例　　①障がい者・高齢者等配慮を要する人に対して、筆談や施設内付き添いなど、合理的な配慮を適切に行う | （１） 公平なサービス提供、対応についてスマートフォン等でタイムリーな情報が得られるよう、ＬＩＮＥのタイムライン上に講習会や各種支援事業の案内を週に２～３件随時投稿した。また、ホームページやＬＩＮＥで情報発信を行っていることを周知するため、広報誌や各種チラシ、携帯カード等にＱＲコードを掲載した。さらに、スマートフォンでも見やすいホームページにするため、就業支援講習会や求人情報の表示内容の見直しを行った。特に求人情報のページを一新し、パソコンでもスマートフォンでも見やすく、容易に希望職種を見つけることが出来る表示形式にした結果、求人情報に対するお問い合わせが増加した。併わせて、やさしい日本語表記により、センターの事業案内をひらがなで記載している。就業支援講習会における定員に空きが生じた場合の募集期間の延長等は、随時ホームページやLINEのメッセージで周知し、迅速な補欠案内に努めた。また、年5回開催の相談関係職員研修において、母子・父子自立支援員に講習会の案内チラシを配布し、母子・父子自立支援員から相談者への講習会の案内を行ってもらうよう依頼した。各種講習会及び相談事業については、保育ルームでの託児の実施により、ひとり親が受講・相談しやすい環境の整備に努めた。--------------------------------------------（２） 障がい者・高齢者等への配慮障がい者・高齢者等配慮を要する人に対して、筆談や施設内付き添いなど適切な配慮を行っている。また、聴覚障がい者が来館時には、聴覚障がい者支援センターに手話通訳の協力依頼をし、相談に対応した。　また、「障がい者への理解」を深めるため、10月19日開催の相談関係職員研修支援事業「発達障害の基本的理解と事例検討について」に職員研修も兼ねて参加した。 | Ａ | ホームページの求人情報や就業支援講習会の情報をわかりやすくレイアウトするほか、スマートフォンでも見やすい構成にする等の改善を行い、利用者にとって利便性の高いものになるよう、努めている。-------------------府立福祉情報コミュニケーションセンターと同一建物内に所在し、配慮を要する方と接する機会が日常的にある。このため、職員を障がい者に関する理解を深めるための研修に参加させるなどしている。 | 　Ａ |  |
| ３．利用者の増加やサービスの向上を図るための具体的手法・効果 | （１）利用者増加のための工夫　　①効果的な広報・周知活動　　　具体例　　　・施設ホームページの更新状況・見やすさ　　　・広報誌・リーフレットの作成　　　　（掲載内容・発行時期・作成部数・配布及び配架先）　　　・関係機関や市町村等との連携強化　　　・ＷＥＢ・ＳＮＳの活用　　など--------------------------------------------　②その他サービス向上　　　具体例　　　・電子メール等による相談業務実施・各種相談や講習会の日時設定　など--------------------------------------------（２）利用者数　　昨年度の実績と目標　　　相談者数(実人数 ※就業相談のみ)　　　・就業相談　実績：279人、目標：307人相談者数(延べ人数)　　　・就業相談　実績：712人、目標：769人　　　・養育費・面会交流相談　　　　　　　　　実績：115人、目標：161人　　　・生活相談　実績：2,864人、目標：2,864人　　　　　　　　--------------------------------------------（３）利用者アンケート調査結果　　①利用者アンケートの実施状況(回収率)と結果　　　（来所自体を目的とする施設ではないため、各種講習等のアンケート調査）--------------------------------------------（４）魅力的なプログラムの開発　　　具体例　　①社会状況・利用者アンケート結果等を踏まえた就業支援講習会プログラムの実施 | （１）利用者増加のための工夫①効果的な広報・周知活動　・ホームページは常に最新の情報を公開することを意識し、利用者により分かりやすく情報提供できるよう、各種相談や就職に有利な資格の情報、講習会の情報、また、当センターで受付けた求人情報をタイムリーに周知した。さらに、スマートフォンでも見やすいホームページにするため、就業支援講習会や求人情報の表示内容の見直しを図った。特に求人情報のページを一新し、パソコンでもスマートフォンでも見やすく、容易に希望職種を見つけることが出来る表示形式にした結果、求人情報に対するお問い合わせが増加した。・広報誌（1・5・8・11月に発行、各号18,000部）、リーフレット（15,000部）、携帯カード（100,000枚）の作成を行い、各市町村福祉事務所及びハローワーク、民生委員及び児童委員、保育所、母子生活支援施設等へ事業情報の提供を行った。また、別途各市町村広報誌にも掲載することで事業の周知に努めた。さらに、今年度新たに周知先を増やし、大阪弁護士会、公証人役場、OSAKAしごとフィールド、ドーンセンターにも広報誌やリーフレット等を配布した。・スマートフォン等でタイムリーな情報が得られるよう、ＬＩＮＥのタイムライン上に講習会や各種支援事業の案内を随時投稿した。また、ホームページやＬＩＮＥで情報発信を行っていることを周知するため、広報誌や各種チラシ、携帯カード等にＱＲコードを掲載した。・地域のハローワークと連携し、就職セミナーで使用する冊子の校正や、ハローワークが発行している広報冊子等に当センターの情報を記載。また公正な採用選考のための冊子にも当センターを紹介してもらっており、日常的にハローワークとの情報交換などを密に行っている。・母子・父子自立支援員向けの研修において、各市町村母子・父子自立支援員等へ当センターの事業内容の周知等行い理解を深めた上で、連携強化を図ることにより当センターに繋いでもらいやすい環境づくりを行った。（実績：令和5年1月末時点）ＬＩＮＥ友達登録数　　440件（参考：令和4年1月末時点）ＬＩＮＥ友達登録数　　241件--------------------------------------------②その他サービス向上・対面・電話、電子メールでの相談受付を実施した。できる限り迅速な回答に努め、回答が困難な内容の場合は、日時の調整を行い、電話や面談で詳細を確認するなど臨機応変に対応した。・Zoomでの相談も容易にできるよう、今年度より、ホームページへZoom利用マニュアルを掲載するほか、電話相談者に対しても、Zoomでの相談が可能であることを伝えるなど、様々な相談体制を整えた。しかし、電話での相談の方が容易であることや、顔が見えない方が自分の思いを話しやすいという意見もあり、利用には至っていない。・各種講習会の申込方法について、従来の往復はがきや電話に加え、ホームページから簡単に申込が出来るよう実施し、申請者の利便性向上を図っている。（令和3年3月22日よりLINEによる受付を停止し、情報提供のみ行っている。）（実績：令和5年1月末時点）　・電子メール相談受付　　　　　　　222件　・ホームページからの講習会申込　　220件（参考：令和4年1月末時点）・電子メール相談受付　 　 117件　・電子メール講習会申込 　 182件--------------------------------------------（２）利用者数昨年度の実績と今年度目標(実績：令和5年1月末時点)相談者数(実人数　※就業相談のみ)・就業相談　237人、　年度末推定： 255人相談者数(延べ人数)・就業相談　587人、　年度末推定： 711人・養育費・面会交流相談　 92人、年度末推定：　109人・生活相談　2,135人、年度末推定： 2,979人--------------------------------------------（３）利用者アンケート調査結果・就業支援講習会アンケート調査（受講後）(実績：令和5年1月末時点)　今年度カリキュラムを修了した受講者（パソコン初級・登録販売者・実務者研修・医師事務作業補助者・介護福祉士試験対策・初任者研修）125名中114名が回答(回収率　91.2％)。　就業中の受講者に配慮したこともあり開催日時については約94％が満足しており、講習内容についても約95％が良かったと回答した。　また、今後開催を希望する講座について下記のとおり専門資格やパソコン技能向上への回答が多かった。・介護支援専門員 13名・介護福祉士試験対策 19名・介護職員初任者研修 4名・パソコン関係 5名(参考：令和4年1月末時点)　今年度カリキュラムを修了した受講者156名中128名が回答(回収率　82.1％)。　就業中の受講者に配慮したこともあり開催日時については約93％が満足しており、講習内容についても約94％が良かったと回答した。・相談来館者に対する満足度アンケート　令和5年1月末現在138名回収　満足度は100％　来館者アンケートでは、約74％の方が市役所・町村役場、自立支援員から知ったと書かれているので、市役所等への広報周知を今後も実施して行く。　また、来館者アンケートは、府からの補助金を受けて実施している「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金・住宅資金貸付事業」の貸付に関する面接において、当センターの事業案内と利用説明も行い、併せてアンケート協力を依頼したため、回答数が増加した。（参考：令和4年1月末時点）16名分回収　満足度は100％--------------------------------------------（４）魅力的なプログラムの開発　各種講習会のアンケート結果から、パソコン講習会については、当センターへの求職希望業種として多い事務職においてパソコンスキルが必須となることからも、継続して実施していく。また、介護職として働いている受講者のキャリアアップへの意欲がうかがえることから、新たに介護部門のステップアップを目指すためのケアマネジャー試験対策講座の実施や今年度受講申込の少なかった講座の廃止等講習会のプログラムの改善に努めていく。なお、開催日時や内容、受講料等については高評価を得ているため次年度も引き続きひとり親にとって受講しやすい日時で実施する。 | Ａ | 最新情報掲載や情報の見やすさを意識したホームページの作成・更新を行った。また、求人情報や修行支援講習会の情報をわかりやすく掲載した。また、指定管理者のネットワークを活用し、ひとり親等が手に取りやすい場所への広報誌やリーフレットの配架・配布により施設や事業の周知を図るとともに、ＬＩＮＥでの情報発信を活用するなど、ひとり親家庭への効果的な広報・周知活動を行っている。周知先の開拓も行った。-------------------相談支援事業について、窓口相談や電話、電子メールなどの従来の相談方法に加え、Zoomでの相談を可能とし、Zoomの使い方マニュアルをホームページに掲載するなど利用者の利便性の向上を図り、サービスの向上に務めている。-------------------複数の相談環境を整えているが、相談者数は横ばいである。-------------------就業支援講習会アンケート調査は、受講生を対象に行っており91.2％の回収率で90％以上方に満足頂いている。講習科目や実施時間を就業中のひとり親目線で設定したことが高評価につながった。-------------------講習実施日時については、就業中のひとり親の生活を考慮しており高評価を得ている。 | Ａ |  |
| ４．施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度 | （１）府立福祉情報コミュニケーションセンター指定管理者との情報共有・連携--------------------------------------------（２）危機管理体制①緊急時の連絡先の整備1. 個人情報管理マニュアルの整備
2. 指定管理者間の情報共有・連携体制の整備
3. 府への報告体制・危機管理マニュアルの整備

　　　⑤　新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策 | (１)府立福祉情報コミュニケーションセンター指定管理者との情報共有・連携について指定管理者間で運営委員会を設置しており、定期的(おおよそ月1回)に施設全体についての意見交換や情報共有を行っている。--------------------------------------------（２）危機管理体制①緊急時の連絡先の整備　　　緊急時における、指定管理者間、府子育て支援課、防災・医療等外部連携先の連絡網を作成し、職員に共有している。1. 個人情報管理マニュアルの作成

個人情報管理マニュアルを作成し、個人情報の取扱いについて定めている。③指定管理者間の情報共有・連携体制の整備施設全体の危機管理マニュアルが作成されており、各団体へ周知・共有されている。また、合同訓練等に参加し、非常時には関係機関と連携し円滑な対応ができる体制を整えている。④府への報告体制・危機管理マニュアル作成　　指定管理者と府子育て支援課間の緊急連絡網・危機管理マニュアルを策定し、非常時にはマニュアルに沿って迅速な対応ができるよう備えている。⑤新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策　　感染症予防対策啓発ポスターをセンター内に掲示すると共に、窓口や相談室へのパーテーション設置、定期的な換気、職員や来館者の検温や手指消毒、事務所内接触箇所の消毒など基本的感染予防対策を徹底することで、利用者及び職員が安心して活動出来るよう努めている。　面接等による来館者が退出された際は、消毒と換気を徹底して行っている。 | Ａ | 同じ建物内の府立福祉情報コミュニケーションセンター指定管理者と間で定期的に情報共有を図っている。-------------------個人情報の管理マニュアルを作成し、個人情報の保護に努めている。指定管理者間や府等との緊急連絡網や危機管理マニュアルが策定され、緊急時に迅速かつ的確な対応ができるよう体制を整備している。 | Ａ |  |
| ５．府施策との整合 | （１）提案の実施状況　　具体例①面会交流支援団体に対し、面会交流実施場所として保育ルーム提供　など--------------------------------------------（２）就職困難者の雇用状況 | （１）提案の実施状況について　　面会交流支援団体（FPIC）に対し、面会交流実施場所として、保育ルームの活用を提案しているが、利用日が平日に限られるため、利用要請はない。--------------------------------------------（２）就職困難者の雇用状況　　当初の提案通り、母子家庭等就業自立支援センターを通じひとり親5名の雇用に取組んだ。 | Ａ | 保育ルームの空き時間の有効利用として、面会交流支援団体等に活用を提案している。利用実績はないが、常に実施場所の提供体制を整えている。-------------------提案時の就職困難者雇用を実施している。 | Ａ |  |
| **Ⅱ****さ****ら****な****る****サ****❘****ビ****ス****の****向****上****に****関****す****る****項****目** | １．利用者アンケート調査 |  (１)アンケート等による利用者意見の把握状況　①利用者のニーズを適切に把握できているか　　(アンケート調査票の内容、配布及び回収数等)　　-------------------------------------------- (２)アンケート結果等の運営への反映状況　　①具体的な反映状況　　具体例※再掲　　・利用者アンケート結果等を踏まえた就業支援講習会プログラムの実施　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | (１)アンケート等による利用者意見の把握状況①利用者のニーズを適切に把握できているか　(アンケート調査票の内容、配布及び回収数等)　 再掲 ・就業支援講習会アンケート調査（受講後）(実績：令和5年1月末時点)　今年度カリキュラムを修了した受講者（パソコン初級・登録販売者・実務者研修・医師事務作業補助者・介護福祉士試験対策・初任者研修）125名中114名が回答(回収率　91.2％)。　就業中の受講者に配慮したこともあり開催日時については約94％が満足しており、講習内容についても約95％が良かったと回答した。　また、今後開催を希望する講座について下記のとおり専門資格やパソコン技能向上への回答が多かった。・介護支援専門員 13名・介護福祉士試験対策 19名・介護職員初任者研修 4名・パソコン関係 5名(参考：令和4年1月末時点)　今年度カリキュラムを修了した受講者156名中128名が回答(回収率　82.1％)。　就業中の受講者に配慮したこともあり開催日時については約93％が満足しており、講習内容についても約94％が良かったと回答した。・相談来館者に対する満足度アンケート　令和5年1月末現在138名回収　満足度は100％　来館者アンケートでは、約74％の方が市役所・町村役場、自立支援員から知ったと書かれているので、市役所等への広報周知を今後も実施して行く。　また、来館者アンケートは、府からの補助金を受けて実施している「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金・住宅資金貸付事業」の貸付に関する面接において、当センターの事業案内と利用説明も行い、併せてアンケート協力を依頼したため、回答数が増加した。（参考：令和4年1月末時点）16名分回収　満足度は100％--------------------------------------------(２)アンケート結果等の運営への反映状況 　再掲各種講習会のアンケート結果から、パソコン講習会については、当センターへの求職希望業種として多い事務職においてパソコンスキルが必須となることからも、継続して実施していく。また、介護職として働いている受講者のキャリアアップへの意欲がうかがえることから、新たに介護部門のステップアップを目指すためのケアマネジャー試験対策講座の実施や今年度受講申込の少なかった講座の廃止等講習会のプログラムの改善に努めていく。なお、開催日時や内容、受講料等については高評価を得ているため次年度も引き続きひとり親にとって受講しやすい日時で実施する。 | Ａ | アンケート調査の実施により主に就業支援講習会対するニーズを適切に把握できている。　相談来館者に対する満足度アンケートについては、昨年度より回収数を増やしており、満足度も高い。-------------------アンケートの結果を踏まえ、講習会の内容の改善を検討している。 | Ａ |  |
| ２．その他創意工夫 | （１）その他指定管理者によるサービス向上につながる取組み、創意工夫 | (１)その他指定管理者によるサービス向上につながる取組み、創意工夫利用者に対するきめ細かい相談対応を心がけ、質の高いサービスを目指すため、職員が母子・父子自立支援員向け研修会で実施した「人権感覚を養う」及び「対人援助のための相談面接技術」の講習会に参加した。企業より提供のあった物資を講習会受講者等に配布した。また、貸付けの面接や相談で来館時、子どもが同席の際は、寄贈頂いたおもちゃをプレゼントし、職員が保育室で一時保育を行った。 | Ａ | 相談員の資質向上のため、母子・父子自立支援員向け研修に参加するなどした。また、寄附物資を指定管理者の情報網により適切に配布することができた。 | Ａ |  |
| **Ⅲ****適****正****な****管****理****業****務****の****遂****行****を****図****ることができる能力及び財産基盤に関する事項** | １．収支計画の内容、適確性及び実現の程度 | (１)事業収支の計画に対する妥当性　①収支計画書に沿った運営がなされているか | （１）事業収支の計画に対する妥当性　新型コロナウイルス感染症の影響もあったが、指定管理費全体の予算の範囲内において適正に執行できている。 | Ａ | 概ね当初の計画通りであり指定管理料の中で適切に執行している。 | Ａ |  |
| ２．安定的な運営が可能となる人的能力 | （１）事業実施に必要な人員確保・配置（２）事業実施に必要な人材(要資格者や専門性・技術を要する職員)の確保・適切な配置（３）従事者への管理監督体制・責任体制（４）従事者への研修実施状況　　　具体例　　　　・人権研修　　　　・相談業務研修　など | （１）事業実施に必要な人員確保・配置　　指定管理者選定時の提案通り、センター長含め７名を配置。(センター長、副センター長、就業・自立支援センター所長(兼相談員)、養育費相談員、事務職員(３名))--------------------------------------------（２）事業実施に必要な人材(要資格者や専門性・技術を要する職員)の確保・適切な配置指定管理業務を適切に執行するにあたり、就業相談や養育費相談に関しては専門的な相談対応ができるようハローワークＯＢや、社会福祉士、社会福祉主事任用資格保有者を配置した。また、適正な会計管理を行うため社会福祉法人会計簿記中級取得者を配置した。なお、各種事業で随時保育サービス提供が求められるため、保育士資格を有する者を配置した。--------------------------------------------（３）従事者への管理監督体制・責任体制　　就業規則にのっとり、職員への管理監督体制・責任体制を整備した。--------------------------------------------（４）従事者への研修実施状況　日々の業務を行うにあたり人権への配慮や支援制度の知識を深めるなど職員の資質向上を図るため、母子・父子自立支援員向け研修会で実施した「人権感覚を養う」及び「対人援助のための相談面接技術」の講習に職員を参加させた。 | Ａ | 指定管理業務を遂行するにあたり、必要な経験や資格を有する人材を確保し適切に配置した。また、日々の業務が円滑に進むよう、職員への指導監督体制を整備した。 | Ａ |  |
| ３．安定的な運営が可能となる財政的基盤 | （１）法人の運営状況　指定管理期間(５年間)を踏まえた継続的、安定的運営の視点で、指定管理者の経営規模・事業規模・財政状況は適正か | （１）法人の運営状況　枚方市にある介護施設においては、老朽化に伴う修繕費の増加、またコロナ禍における収益事業（コンビニ等）の売上減などがあるが、法人全体としての財政状況は安定している。 | Ａ | 法人全体等の財政状況は安定しており、指定管理業務の安定的運営に問題はない。 | Ａ |  |

令和４年度評価：